

権利擁護のそうだんコーナー

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137 宍粟市一宮町閭賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

Q

私は、父親の後見人となりましたが、後見人の業務を行っていくにあたって、どのような注意をすればよいでしょうか。

A

裁判所から選任された後見人は、ご本人の身上に配慮して、被後見人の財産を適切に管理する義務を負います。

例えば、預貯金であれば、口座の名義を「成年被後見人〇〇成年後見人△△」として管理するなど、後見人自身の財産と混ざることのないようにしなければなりません。また「利回りがよい」からといって、株式や元本割れのおそれのある金融商品等を購入することは許されません。

また、後見人が、ご本人の居住用の不動産を売却、賃貸するような場合には、後見人の独断では行うことができず、家庭裁判所の許可が必要となります。

さらに、後見人自身がご本人の所有する不動産を購入するという場合など、後見人とご本人の利害が対立するような場合には、後見人の公正さに疑いが生じてしまいます。そこで、そのような場合には、後見人は、ご本人の「特別代理人」の選任を裁判所に申し立てて、特別代理人との間で売買契約等を行わなければなりません。後見人としての財産管理が適切に行われず、ご本人の財産に損害を与えたような場合には、利害関係人から損害賠償請求を受けたり、裁判所から後見人を解任されることもあります。さらには、ご本人の財産の着服によって、業務上横領の犯罪に問われることもあります。

後見人は、ご本人の財産を管理する権利を有するとともに、適正に管理する高度の義務をも負っています。日頃から適正な管理を心がけ、分からないことは家庭裁判所に尋ねるなどすることをお勧めします。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 宍粟防災センター

※法律専門相談

1月22日、29日(金)

2月5日、12日、

19日、26日(金)

午後1時30分～4時

一宮 センター三方

2月9日(火)

午後1時30分～4時

波賀 メイプル福祉センター

1月27日、2月24日(水)

午後1時30分～4時

千種 千種保健福祉センター

2月10日(水) ※児童相談

午前10時～11時30分

2月16日(火) ※般相談

午後1時30分～4時

◎ 結婚相談

2月6日(土)、18日(木)

宍粟防災センター

午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～

午後5時30分、常時、社協各支部の

窓口で、介護に関する相談や苦情、

福祉サービス等の相談を

受付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。

※相談はいつでも無料です。

※市内にお住まいの方が対象です。

